

農地法第3条許可申請に必要な書類（農地所有適格法人用）

申請の際は以下の書類全て揃え毎月15日までに提出してください。15日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日となります。

申請の都度以下の書類が原則として必要になります。また、内容により以下の書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。

	書 類	部数	備 考	窓 口
1	申請書	1		農業委員会
2	申請書 別紙1	1	譲受人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	
3	申請書 別紙2	1	農地所有適格法人としての事業等の状況	
4	土地の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の全部事項証明	法務局
5	住民票の写し。戸籍の附票等	1	譲渡人の現住所と土地の登記事項証明書の住所が異なる場合 (コピーしたものによる提出も可。ただし提出時に原本を提示すること)	市民窓口課等
6	営農計画書	1	新規就農（耕作面積が初めて1,000㎡以上になる）の場合等	農業委員会
7	農地所有適格法人の定款	1	原本証明が必要	
8	農地所有適格法人の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の現在事項 全部証明書	法務局
9	株主名簿又は組合員名簿	1		
10	耕作証明書	1	譲受人の住所が長野市外の場合	
11	委任状及び確認書	1	確認事項を委任状に記載した場合には確認書は不要	

- ・ 所有権移転の場合は、各土地改良区において賦課金等の手続きが必要な場合があります。